

函館市国民健康保険脳ドック実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市国民健康保険事業が実施する脳ドック（以下「脳ドック」という。）に関し必要な事項を定めることにより、疾病の早期発見・早期治療の実現を図り、もって市の国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の健康の保持および増進に寄与することを目的とする。

(検査項目)

第2条 脳ドックの検査項目は、問診、血圧測定、MRI検査、MRA検査、総合診断および医療機関が通常脳ドックとして行っている検査項目の範囲内で市長が認める検査項目とする。

(実施機関)

第3条 脳ドックは、市長が別に指定する医療機関（以下「実施機関」という。）で実施する。

(対象者)

第4条 脳ドックの対象者は、当該年度の3月31日の時点で満40歳以上の被保険者であって、市の国民健康保険に継続して1年以上加入している者とする。ただし、過去4年度に脳ドックを受診した者については、対象者とししない。

(申込方法)

第5条 脳ドックを受診しようとする者は、被保険者番号、住所、氏名、生年月日等を記載した書面を市長に提出し、申込みものとする。

(受診者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込があつた場合において、申込をした者の人数が予算の範囲内で定める人数以上のときは、抽選により受診者を決定するものとする。

(検査費用)

第7条 脳ドックの検査費用の額は、年度ごとに市と実施機関が協議して定める。

2 検査に要する費用の額のうち、8,000円までは受診者の負担とし、8,000円を超える部分は市の負担とする。

(実施期間)

第8条 脳ドックの実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、実施期間を変更することができる。

(受診方法)

第9条 受診者は、市長が交付する「脳ドック受診券」(別記様式)および資格確認書等を実施機関に提示して受診するものとする。

(費用の請求および支払)

第10条 実施機関は、脳ドックの検査を完了した受診者に係る検査費用の額のうち第7条第2項の規定により市が負担すべき額を、市長の指示する方法により請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合においては、その内容を審査し、請求が適正と認めたときは、請求があった日から起算して30日以内に実施機関に支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

別記様式（第9条関係）

年度函館市国民健康保険

No.

脳ドック受診券

被保険者記号番号 函

受診者 氏名 性別

生年月日 年 月 日

住 所

受診医療機関名

受 診 日

有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

保険者番号 010025

交付者名 函館市

* なお、一部費用（8,000円）を負担していただきますので、受診された医療機関に直接お支払いください。